数値目標

基本 目標	項目	実 績 値	目標値	担当課
I	「男は仕事、女は家庭」という考え方に 同意しないと思う方の割合(市民意識調査)	62.2%	70%以上	人権啓発・部落差別解消推進課
	男女共同参画に関する講演会や学習会の 開催回数	年1回	年2回以上	人権啓発・部落差別解消推進課
П	地域、職場、学校における暴力を許さない 学習会や研修会の開催回数	0回	年1回以上	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課 学校教育課
	DV被害を受けて相談しなかった方の割合 (市民意識調査)	51.4%	20%以内	人権啓発・部落差別解消推進課
Ш	審議会等に対する女性委員の割合	31.6% (令和5年5月1日)	40%以上	関係課
	認定を受けている企業数	えるぼし [※] 2団体 くるみん [※] 2団体	5団体以上 5団体以上	人権啓発・部落差別解消推進課

※えるぼし



女性活躍推進法に基づく認定制度 で、一定の基準を満たし、女性活躍推 進に関する状況などが優良な企業に 認定マークが発行されるもの。



※くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事 は、申請により「子育てサポート企業」として、 厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受ける

各種相談窓口

一人で悩まず相談する勇気を持ちましょう

◎大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス) [月~金曜日 ※祝・休日を除く]

◆ 女性総合相談 ☎ 097-534-8874 (9時~16時30分)

◆ 男性総合相談 ☎ 097-534-8614 (9時~16時30分)

◎配偶者・交際相手の暴力に関する相談

◆ おおいた性暴力救援センター・すみれ



本 097-532-0330 (24時間 365日) メール相談フォーム https://oita-sumire.jp/contact-form

☎ 097-544-3900 (月~金曜日 9時~21時) ◆ 婦人相談所

(土・日・祝日 13時~17時/18時~21時)

○全国共通相談電話(短縮ダイヤル)

本 #8008 (シャープ・はれれば) ◆ 配偶者・交際相手の暴力

#889 (シャープ・はやくワンストップ) ◆ 性犯罪・性暴力

豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課 (隣保館内)

電話・ファックス:0978-24-0007



計画の目的

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられ ています。しかし、社会に根強く残る性別による役割分担や無意識の思い込み、職場や地 域における女性参画の不十分な状況があるほか、配偶者からの暴力の問題や女性の視点に 立った防災対策等の新たな課題への対応も求められています。このような課題の解決と各 人の個性や能力が発揮できるよう、さらなる取組みを推進するため、計画を策定します。

【人権に関するあらゆるご相談】

思いやりと協力で愛情豊かなまちをめ



「参画」とは? 単なる参加ではな く、より積極的に関 わっていくことです

基本目標I

男女共同参画社会を めざす意識づくり

基本目標Ⅱ

誰もが安心して 暮らせる社会づくり

基本目標Ⅲ

誰もが共に活躍できる 環境づくり

国際社会共通の目標 であるSDGs(持続 可能な開発目標)の 理念を踏まえたもの と位置づけます。



重点目標

- 1. 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進













市民意識調査結果から考えよう

重点目標

- 1. 生涯を通じた健康づくりの推進
- 2. 人権侵害を引き起こすあらゆる暴力の根絶 (DV対策基本計画)
- 3. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 4. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立







重点目標

- 1. 政策方針決定過程への女性の参画拡大
- 2. 男女における仕事と生活の調和
- 3. 男女が共に働きやすい雇用環境の整備
- 4. 農山漁村における男女共同参画







「男は仕事、女は家庭」という考え方について

R5調査では「同感しない」は約6割で あり、昔ながらの性別による役割分担意識は 年々薄らいでいます。引き続き、啓発、教育・ 学習活動に取り組み、意識改革と行動につな げることが大切です。

同感する どちらとも言えない 3.9% (-2.8) 33.9% (+0.1) 同感しない 62.2% (+4.1) ※()はH30調査数値比

「豊後高田市DV対策基本計画」

基本目標 II ー2は、DV防止法に基づく本市に おける基本計画と位置づけています。

DV (ドメスティックバイオレンス)とは?

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった 者から受ける暴力のことです。

- ・身体的(殴る、髪を引っ張る、物をなげるなど) だけではありません!
- 精神的(大声でどなる、生活費を渡さないなど)
- 性的(性行為、中絶を強要するなど)も含まれます

考えてみましょう 「これって当たり前



「女性活躍推進法に基づく豊後高田市推進計画」

基本目標Ⅲは、上記法律に基づく本市における 推進計画と位置づけています。



「女性活躍推進法」は仕事で活躍したいと希 望するすべての女性が、個性や能力を存分に 発揮できる社会の実現をめざして、2015年 に成立した法律で、国や自治体、企業などの 事業主に対して、女性の活躍状況の把握や 課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定 公表などが求められます。

3つの基本目標をもとに、重点目標に定めた各種施策に 取り組むことで、男女があらゆる分野で自主的、主体的 に参画し、活躍できる環境づくりに努めます。